於本多忠はる家

壹

へ13
3784
2

門 へ13
號 3784
巻 2

張本ゆるしぶみ 下之巻

東都　絳山 撰
柳川重山 画

静

伊豫守源義経朝臣の妾静。世に知られたる舞妓なり。心も容貌も。いとゆうるはしき。義経朝臣。獨倉どの氣色を蒙り。都を落ちひろれば。去向を問へんとて。静母ならびに母磯禅師を。京より獨倉へ召下しぬ。時獨倉どの。静が舞を望まれたれど。憂を問ふ為の。いろゝ舞んこゝろあれど。固く辞まゐらせれど。強ひたべなくて。無引ぬ。雨あるべとて。文治四年四月八日。雇岡八幡の回廊に静を召て

右幕下の霧を
辞うもく
静母子
霍が岡の

神廟ハ
舞曲モ

舞をしまひ。その時うぐひす謡ふ。

菅笠の雪の白をあるにつけ人の跡をたづき

次に別曲を謡ひ。又和歌を吟ず。

賤や賤しの小田のもとぐさ

その舞の姿あるこそ學歌の動つ屋く。見る人感じあひあり。其後工藤祐經。堀原景茂子兼常。八田朝重藤判官代邦道等。静が旅館を吊ひ。酒宴を催す。郢曲を奏バ。禪師も又舞をかなでゝ興を添へ。しかど。静ハ沈る色もなく。いとゝ物思ふ。愁ハ沈む色景ハ。ますます揚ちまさる。節ひ。花重ねる風情をいとゞ色を増りれし。堀原景茂を。稀く静ハ懸想をかけるゆゑ。今ハ此世をこそ思ふ心動きて。兼ねあるもあるを見るに。乾言として拙くれバ。静ハ物もそぐはいく涙を

あゝ。奴家を捨てと思ひ。伊豫守殿の妻なり。殿世ハいつまでも人ハいつゝ是下ホを見んや。ひく所る經歌言をつゝべきといく。孤めれバ景茂面目を失ひ。ゝ。静ハ白拍子ハ。ど。忠操の貞ハ。実ハ世の烈婦なりき。

○松下禪尼

松下の禪尼ハ。秋田城ノ助景盛が娘。北条時氏の妻。西明寺時頼の母なり。武時禪尼時頼を招くるゆゑ。あるの傳みの袋をとりぬ。結ふ禪尼の見義景あるを。ひらく。歌ゆゑ。細工をるをの結ぶり。こゝろみ命ず。更ゝ彩らく張ぬるを。禪尼のいはく。これ人の日。こゝを歌こゝふし結んを。今日を明のごとくして止ずん。凡物を小袋の時且除程を加へく用ひくるがよき。ゝ。ゝ。ゝ

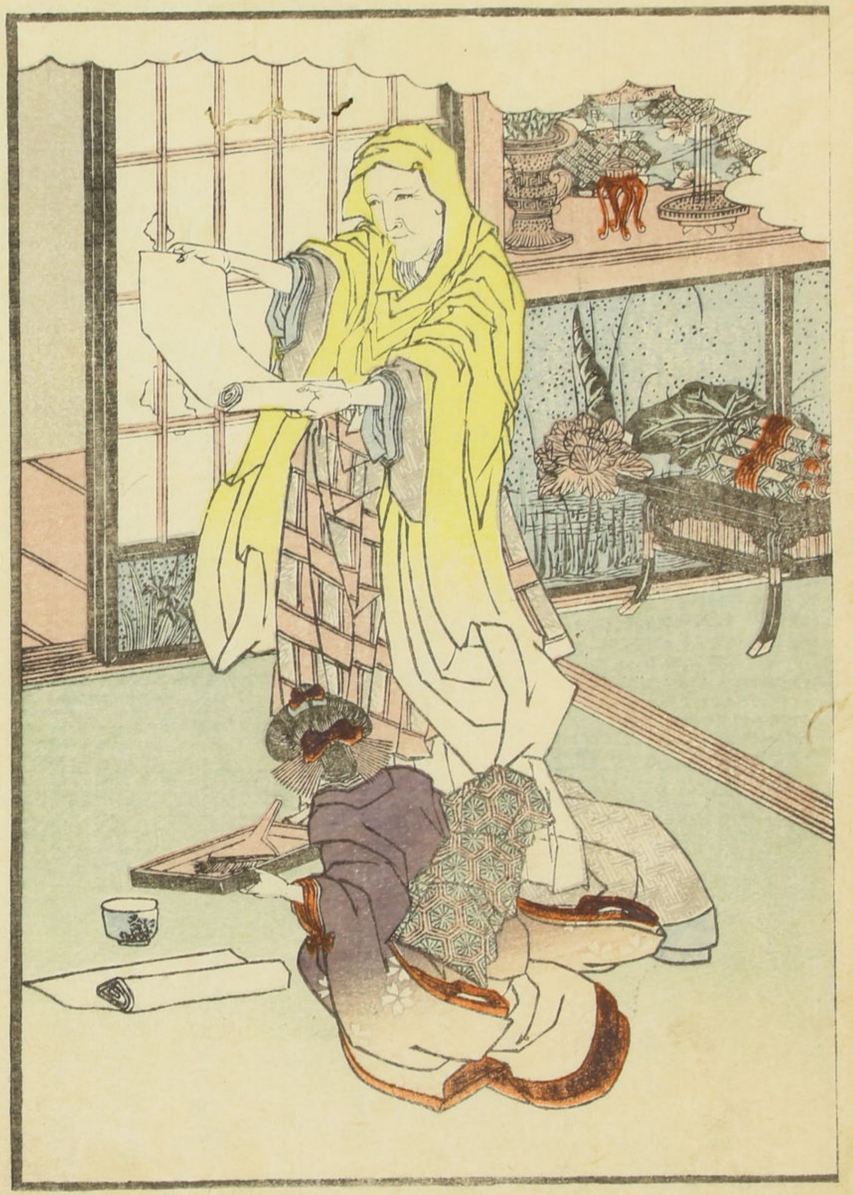

松下の禪尼
倹約を
示しく
まふ教を
孫に

半者川波

琵琶を弾じて

和歌を

賦す

あぢ下ノ

五

○川浪

東二條院の半着川浪と云える女その夫みちのくに義へ置し
やうく。桂緒の琵琶を彈ずるを。常盤井入道相國ゆゑめでいと
情ふかくおぼしよそ殤る。

夜ふかく月の桂の面影のとゐひ出るかたくもなん
川浪畏くもいとしくなるゆゑにたまの見れば袖よりぬれく
かきくらす涙のうれしかりけるかな

いつかへて世のときの殘女も。形優よ都殊なりき。

○待宵侍從

近衛院大臣宮ハ。後ハ大宮殿とまうし。大炊御門右大臣公能
公の女なり。後德大寺實定卿の妹なり。こゝも大宮ハ侍從

とく彩よりもやさしき女房ありける。實定卿の思ひ人なる
ありけるあり。秋の夜ハ契のあるれと。さいつるまつ
ゆゑ。待宵ハ更ゆく。後ハ
待宵ハ更ゆく後ハ別まのるハ
此彩より。待宵の小侍從と。
原より。舊都ハ月を賞せんとく。實定卿こゝも大宮ハ
ゆひ。秋ハ月ハ曉ハ。侍從ハ
をしく見送るなり。實定の供ありる。殿人ハ宮ひるハ。
立歸るく。何事ハ。大宮
うれとも思へど。体らんべきるあるねバ。ゆゑ走る。車ハ
侍從の。いまゝ立るおよ彩く。

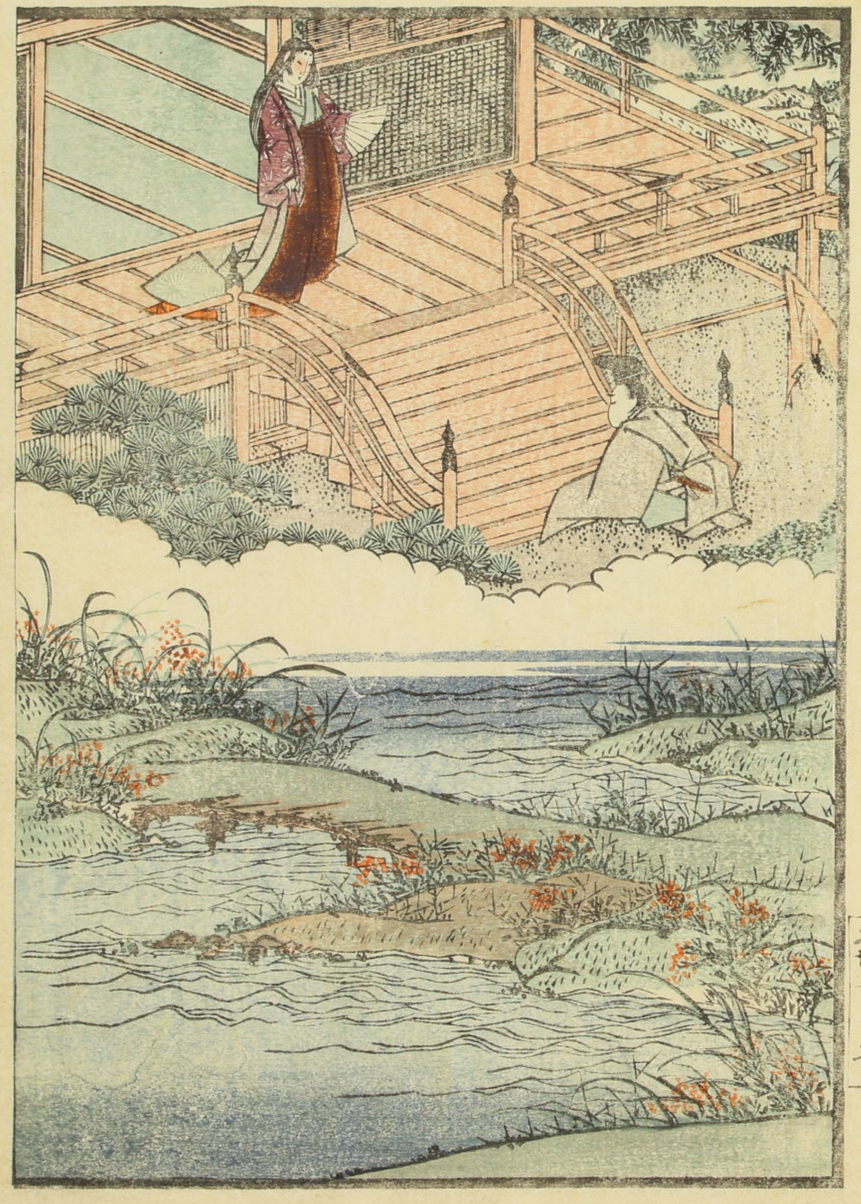

いでこれども。何といふべきこと地獄とぞ。扨も里の名は
[illegible]しとぞ。
[illegible]ひとつ[illegible]ひんとものたちの[illegible]
とだるもの云ひけく。やうく車の前なる。形[illegible]
つまとまるしるれば。[illegible]
ヤくるとの事。
待宵の小侍従。[illegible]の[illegible]の称へを今の[illegible]

○千代能姫

千代能姫。金澤越後守顕時の女也。[illegible]氏の後妻なり。弘安八年十一月。秋田城介泰盛。[illegible]宗景を[illegible]
[illegible]と[illegible]。[illegible]一門悉く誅せらるゝ。越後守

顕時。泰盛と外家同[illegible]北条の親[illegible]
[illegible]
幾年月を[illegible]。終に[illegible]千代能姫[illegible]
澤[illegible]父の最期を[illegible]
[illegible]を發起。一日[illegible]
[illegible]
精舎[illegible]老尼の[illegible]
多[illegible]戦場と[illegible]山[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]月を[illegible]八月望[illegible]
しふ。千代能姫[illegible]

千代能姫

水汲桶の
毀傷を見て
忽然として
微笑を
得たり
水汲下ノ九

禪高婦智
強盜を懲
ふち下ノ十

桶の底破れたり。ふと怒ち悟るを覺く。

とふかくよくわたるに桶の底ぬけそんぬるとき月の光さしぬ。

とうもんに微笑の面を極めん。機を拂ひて如大禪師無着尼

と法號し。いまゝき知識となり。後ハ京洛の北。松本島の邊に一宇を

建立し。景愛寺と名付。生涯此所ハ住るとの事。

○禪高妻

山名豊國入道法印禪高の妻ハ。平氏性を祥ハせど容貌美麗

心操ハ丈夫に一倍。法印の館へ盜人數十人襲ひ來る。折柄

毎夜ありしハ法印自ら鎗を持て中門の外ハ防ぎ戦る

法印の妻ハ中門の裡ハかゝりひ。家ハあるほどの衣財宝を打ち

くれバ。強盜ハ奪ひとらんと爭ひ働く

傷を負ひとなり。此ハ家人

ども走ハ來るまバ。遂ハ強盜を退治し。形勢覺ハるの形なり。

身を慎ハ事ハ一時禪高と共ハ餅を食るが。咽のあり

ハ禪言葉ハ對ひ。ほんまハ餅を好きあひるをと

笑ハれバ。いと加ひある色なりしが此後ハ餅を遂ハ

餅を食ハなかりしとぞ。

○園女

園女ハ。伊勢國松坂の産ハて。其性和歌を好む風流女なり。

加賀國金澤の醫師。岡西氏の妻となり。浪華ハ住りしが。

支度命し。江戸ハ來り。深川ハ住家。寓居。眼科を以て生業とし

拙者。晋ハ和と交らひ。俳諧ハ

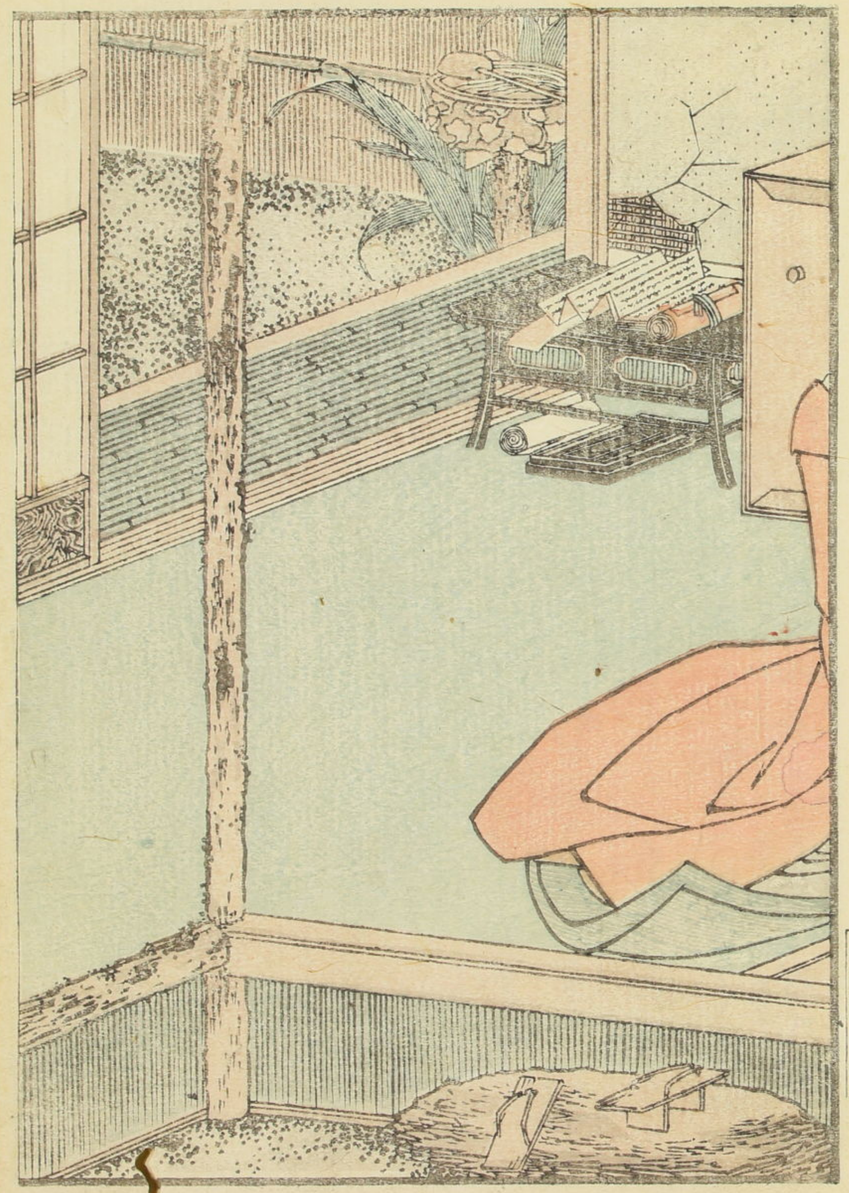

あち下ノ十二

[illegible]。神下の紅塵をのがれて赤城の在樹に棲む。
文庫の蠹を厨の文流に用ひ[illegible]。法は多禅[illegible]。利鈍をのしれど
頂のまつかり。十根たるまた鈍をせず。こゝをいかんぞあるべし。
人不知[illegible]。閑と思へど威風端然閑[illegible]。
烈き心操あるべし。禅もいとゞ悟をせしめ。雲虎和尚の参禁。
第三者の秘訣[illegible]。不求心不求忘を大道の根元とも[illegible]。
[illegible]。禅あゝ珍々[illegible]。一心深[illegible]上[illegible]。
[illegible]。[illegible]。
口業あゝ一切經も安[illegible]。法臭[illegible]。
[illegible]。会佛と句。[illegible]。
[illegible]。

心市中黙々有明鏡。全識人間清浄心。後見人雅知
[illegible]。
其志氣如[illegible]。

絳山翁編輯
柳川重山画図

絳本巨冊書用
左に出る

ふるさとの後編二巻

東京 永島
刷出

日本左京の名

絳山翁左京の名所の異
俗出像新を掲

二葉すかほり

京都地理考証の名所あり
人々の略伝出像さのしきと

花土の名所

江戸のうち雪月花の
名高き詩歌の心を圖

花土神仏孫画境

江戸神社仏閣ふるけ
ものの孫なる名宮

勇々の勇功記

勇々の勇伝出像
新を掲まる本

方圓ものがたり

古今芸道の人々の
伝記出像のあらまし本

東都

絳山樵夫撰
柳川重山画
田中西造淨写
宮田吉哉彫刻

東都書物問屋 同所 麹町平河二丁目 角丸屋甚助 同 德三郎 發兌